

実施要項

令和 8 年度 感染症危機管理リーダーシップ研修（長期）

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業）

■ 目的

地域における感染症危機管理対応には、公衆衛生および医療提供体制を整備・運用する都道府県等や医療機関において、医療や感染症分野の知見、経験のみでなく、組織のマネジメントや関係機関との調整等に必要なリーダーシップ、コミュニケーション等、多様かつ分野横断的な知識やスキルが求められます。

本研修は、公衆衛生行政、医療、感染症疫学や臨床等に関する専門的な知見、経験を有する、既存の多様な職種の感染症専門人材に対し、地域における将来の感染症危機への対応において各々がリーダーシップを発揮できるよう、感染症危機管理に必要な、多様かつ分野横断的な知識やスキルの修得、維持、向上を図ることを目的とします。

■ 実施主体

本事業は、厚生労働省から委託を受けた国立健康危機管理研究機構に設置された事務局が事業を実施します。

■ 研修期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月下旬 予定

研修生の決定から研修開始までの間で Web 面談を行い、実践研修いわゆる On-the-Job Training（以下、OJT）の期間などを調整します。

※研修期間中の開始時間と終了時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分に準じますが、研修受入機関により異なる可能性があります。なお、受入機関の勤務時間と派遣元自治体の勤務時間との差分に関しては、派遣元自治体にてご調整をお願いいたします。

■ 研修機関

- ・ 厚生労働省（検疫所含む）
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁
- ・ 国立健康危機管理研究機構
- ・ 所属自治体の県庁、保健所、地方衛生研究所（所属経験がない部署を優先とする）

■ 研修内容

地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮できる人材に求められる能力（コンピテンシー）を獲得するため、e ラーニング、対面研修、フィードバック会、机上演習、外部講義お

より上記の研修機関におけるOJT等を行います。上記の他、他の機関等が提供している感染症危機管理に関する研修との連携を予定しております（任意参加）。

また研修内容については諸般の事情により、都度内容変更が生じる可能性がございます。

詳細は、感染症危機管理リーダーシップ研修ホームページ(<https://idcl.jihs.go.jp/index.html>)をご確認下さい。

■ 身分・待遇等

募集要項をご確認ください。

■ 修了証書および人材登録について

次の基準を満たした者は、評価会で審査のうえ、修了証書を交付します。

1. e ラーニングをすべて受講完了していること
2. 対面研修を受講完了していること
3. フィードバック会に参加および机上演習、外部講義を受講完了していること
4. すべての研修機関からOJTの修了許可を得ていること
5. 将来、地域における感染症危機管理対応において、研修で得た知識やスキルをどのように活用するかに関する発表と報告書の提出が完了していること

修了者は、原則として事務局において、感染症危機事案発生の際に対応に従事する感染症危機管理リーダーシップ人材候補者として登録いたします。なお、事務局は厚生労働省の求めに応じて名簿を共有いたします。

■ お問い合わせ先（お問い合わせは原則、Email でお願いします。）

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業）

〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 企画調整部 政策研究課 研究開発連携室

TEL:03-3202-7181(代表) Email : le-jinzai★jihs.go.jp (★を@に変えてください。)

■ その他

- 医療機関の研修中に、病原体の伝播者（不顕性感染者を含む）となる事を防ぐため、研修前のウイルス抗体価測定またはワクチン接種をお願いしています。詳細はホームページのFAQをご確認ください。
- 研修先となる機関はすべて敷地内禁煙です。
- 研修期間中の施設、器物等を毀損した際、損害を賠償する義務を負います。
- 研修期間中に体調不良など受講できない事案が生じた際は研修先の担当者の指示に従い、事務局に御連絡ください。

以上